

付 録

3 控除額と税率の変遷

3 控除額と税率の変遷 (平成15年分まで)

(1) 申告所得税 (その1)

区分	年分	平成 11																																																
所得	雑損控除額	「損害金額 - 保険金等で補てんされる金額」 (= A) の金額を基として計算した次の と のいずれが多い方の金額 A の金額 - (総所得金額等 × 10%) A の金額のうち災害関連支出の金額 - 5 万円																																																
	医療費控除額	(支払医療費 - 保険金等で補てんされる金額) - (「10 万円」と「総所得金額等 × 5%」とのいずれか少ない方の金額) (最高限度額 200 万円)																																																
	社会保険料控除額	支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額																																																
	小規模企業共済等掛金控除額	支払った第一種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額																																																
	生命保険料控除額	イ 一般の生命保険料 (最高 5 万円) 支払保険料が 25,000 円までの場合... 支払保険料の全額 支払保険料が 25,000 円を超え 50,000 円までの場合... 支払保険料 × 1/2 + 12,500 円 支払保険料が 50,000 円を超える場合... 支払保険料 × 1/4 + 25,000 円 ロ 個人年金保険料 (最高 5 万円) イと同じ																																																
	損害保険料控除額	<table border="0"> <tr> <td> 長期損害保険契約の支払保険料 10,000 円までの場合... 支払保険料の全額 10,000 円を超える場合... 支払保険料 × 1/2 + 5,000 円 (最高 15,000 円) </td> <td style="text-align: center;">+</td> <td> 短期損害保険契約の支払保険料 2,000 円までの場合... 支払保険料の全額 2,000 円を超える場合... 支払保険料 × 1/2 + 1,000 円 (最高 3,000 円) </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">= 控除額 (最高限度額 15,000 円)</td> </tr> </table>	長期損害保険契約の支払保険料 10,000 円までの場合... 支払保険料の全額 10,000 円を超える場合... 支払保険料 × 1/2 + 5,000 円 (最高 15,000 円)	+	短期損害保険契約の支払保険料 2,000 円までの場合... 支払保険料の全額 2,000 円を超える場合... 支払保険料 × 1/2 + 1,000 円 (最高 3,000 円)	= 控除額 (最高限度額 15,000 円)																																												
	長期損害保険契約の支払保険料 10,000 円までの場合... 支払保険料の全額 10,000 円を超える場合... 支払保険料 × 1/2 + 5,000 円 (最高 15,000 円)	+	短期損害保険契約の支払保険料 2,000 円までの場合... 支払保険料の全額 2,000 円を超える場合... 支払保険料 × 1/2 + 1,000 円 (最高 3,000 円)																																															
	= 控除額 (最高限度額 15,000 円)																																																	
	寄付金控除額	(「特定寄付金の支出額」と「総所得金額等の 25%」) のいずれか少ない方の金額) - 10,000 円																																																
	障害者控除額	障害者 1 人につき.....270,000 円 特別障害者 1 人につき.....400,000 円																																																
老年者控除額	500,000 円 (その年の 12 月 31 日において 65 歳以上で合計所得金額が 1,000 万円以下の者)																																																	
寡婦控除額	一般の寡婦.....270,000 円 特定の寡婦.....350,000 円																																																	
控除	寡夫控除額	270,000 円																																																
	勤労学生控除額	270,000 円																																																
額	配偶者控除額	一般の控除対象配偶者.....380,000 円 老人控除対象配偶者.....480,000 円 なお、上記の者が同居特別障害者に当たる場合は、上記控除額に 350,000 円が加算される。																																																
	配偶者特別控除額	合計所得金額が 1,000 万円以下の者について適用する。 配偶者に所得がある場合の控除額の調整 <table border="0"> <tr> <td colspan="2">控除対象配偶者の場合</td> <td colspan="2">控除対象配偶者以外の配偶者の場合</td> </tr> <tr> <td>配偶者の所得</td> <td>控除額</td> <td>配偶者の所得</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>~ 5 万円未満</td> <td>38 万円</td> <td>38 ~ 40 万円未満</td> <td>38 万円</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10</td> <td>33</td> <td>40 ~ 45</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>10 ~ 15</td> <td>28</td> <td>45 ~ 50</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>15 ~ 20</td> <td>23</td> <td>50 ~ 55</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>20 ~ 25</td> <td>18</td> <td>55 ~ 60</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>25 ~ 30</td> <td>13</td> <td>60 ~ 65</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>30 ~ 35</td> <td>8</td> <td>65 ~ 70</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>35 ~ 38</td> <td>3</td> <td>70 ~ 75</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>38 万円</td> <td>0</td> <td>75 ~ 76</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>76 万円以上</td> <td>0</td> </tr> </table>	控除対象配偶者の場合		控除対象配偶者以外の配偶者の場合		配偶者の所得	控除額	配偶者の所得	控除額	~ 5 万円未満	38 万円	38 ~ 40 万円未満	38 万円	5 ~ 10	33	40 ~ 45	36	10 ~ 15	28	45 ~ 50	31	15 ~ 20	23	50 ~ 55	26	20 ~ 25	18	55 ~ 60	21	25 ~ 30	13	60 ~ 65	16	30 ~ 35	8	65 ~ 70	11	35 ~ 38	3	70 ~ 75	6	38 万円	0	75 ~ 76	3			76 万円以上	0
	控除対象配偶者の場合		控除対象配偶者以外の配偶者の場合																																															
配偶者の所得	控除額	配偶者の所得	控除額																																															
~ 5 万円未満	38 万円	38 ~ 40 万円未満	38 万円																																															
5 ~ 10	33	40 ~ 45	36																																															
10 ~ 15	28	45 ~ 50	31																																															
15 ~ 20	23	50 ~ 55	26																																															
20 ~ 25	18	55 ~ 60	21																																															
25 ~ 30	13	60 ~ 65	16																																															
30 ~ 35	8	65 ~ 70	11																																															
35 ~ 38	3	70 ~ 75	6																																															
38 万円	0	75 ~ 76	3																																															
		76 万円以上	0																																															
扶養控除額	一般の扶養親族.....1 人につき 380,000 円 特定扶養親族.....1 人につき 630,000 円 年少扶養親族.....1 人につき 480,000 円 老人扶養親族.....1 人につき 480,000 円 同居老親 (自己又は配偶者の直系尊属).....1 人につき 580,000 円 なお、上記の者が同居特別障害者に当たる場合は、上記控除額に 350,000 円が加算される。																																																	
基礎控除額	380,000 円																																																	

(注) 1 「総所得金額等」とは、総所得金額、分離 (長期・短期) 譲渡所得金額 (特別控除前) 株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額をいう。
 2 「合計所得金額」とは、純損失・雑損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額等をいう。
 3 「長期損害保険契約」とは、保険期間や共済期間が 10 年以上で、満期返金があるものをいい、「短期損害保険契約」とは、その他のものをいう。
 4 「特定寄付金」とは、国や地方公共団体、財務大臣が指定した公益法人等、特定公益増進法人に対する寄付金をいう。なお、一定の特定公益信託への支出金、政治活動に関する寄付金及び認定特定非営利活動法人に対する寄付金も特定寄付金とみなされる。
 5 「寡婦」とは、次の者 (老年者でない者に限る。) をいう。
 (1) 夫と死別若しくは離婚しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、扶養親族又は総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子 (他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされない者に限る。) を有する者
 (2) 夫と死別しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、合計所得金額が 500 万円以下の者

付 録

(1) 申告所得税(その2)

区分		年分	平成	11
退職所得控除額		一般の場合 勤続年数が { 20年までの場合.....40万円×勤続年数(最低80万円) 20年超の場合.....70万円×勤続年数-600万円 障害者となったことにより退職した場合... で計算した金額+100万円		
給与所得控除額		給与所得の収入金額が、 180万円以下の場合.....・収入金額×40%(65万円に満たない場合は65万円) 180万円を超え360万円以下の場合.....・72万円+(収入金額-180万円)×30% 360万円を超え660万円以下の場合.....・126万円+(収入金額-360万円)×20% 660万円を超え1,000万円以下の場合.....・186万円+(収入金額-660万円)×10% 1,000万円を超える場合.....・220万円+(収入金額-1,000万円)×5%		
特別 控 除 額	譲 渡 所 得	総合課税	50万円(譲渡益が50万円未満の場合は、その全額)	
		分離 課税	短期	なし
		長期	100万円(譲渡益が100万円未満の場合は、その全額)	
	一時所得	50万円(「総収入金額-支出した金額」が、50万円未満の場合は、その全額)		
	山林所得	50万円(「総収入金額-必要経費」が、50万円未満の場合は、その全額)		
税 率	総合課税及び課税退職所得の場合 課税総所得金額及び課税退職所得金額のうち、 330万円以下の金額.....・10% 330万円超 900万円以下の金額... 20% 900万円 " 1,800万円 " ... 30% 1,800万円 " の金額.....・37% 分離長期譲渡所得(その年の1月1日において土地等の所有期間が5年超)の場合 課税長期譲渡所得金額×20% 分離短期譲渡所得(その年の1月1日において土地等の所有期間が5年以下)の場合 次のイとロとのいずれが多い方の金額 イ 課税短期譲渡所得金額×40% ロ [{ 課税総所得金額+(課税短期譲渡所得金額-総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除しきれない譲渡所得の特別控除額(50万円のうち控除不足額)) } × 総合課税の税率 - 課税総所得金額×総合課税の税率] × 110% 課税山林所得の場合.....{(課税山林所得金額×1/5)×総合課税の税率}×5 変動所得及び臨時所得の平均課税の場合(原則) {(変動所得+臨時所得)×1/5+その他の課税総所得金額}×総合課税の税率(A)+(変動所得+臨時所得)×A×4/5 株式等に係る譲渡所得等の場合 (株式等に係る譲渡所得等の金額(A)-Aのうち公開株式等に係る譲渡所得等の金額×1/2)×20%			

付 録

(1) 申告所得税 (その3)

区分	年分	平成 11
税 額 控 除 額	配 当 控 除 額	<p>課税総所得金額が1千万円以下の場合……次のイとロの合計額</p> <p>イ 利益の配当、余剰金の分配及び特定株式投資信託の利益の分配（以下「利益の配当等」という。）に係る配当所得の金額×10%</p> <p>ロ 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額×5%</p> <p>課税総所得金額が1千万円を超え、かつ、課税総所得金額から私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円以下の場合……次のイとロの合計額</p> <p>イ 利益の配当等に係る配当所得の金額×10%</p> <p>ロ $\left[\begin{array}{l} \text{私募証券投資信託等の収益の分配} \\ \text{に係る配当所得の金額のうち、課税} \\ \text{総所得金額から1千万円を控除し} \\ \text{た金額に相当する部分の金額} \end{array} \right] \times 2.5\% + \left[\begin{array}{l} \text{私募証券投資信託等の} \\ \text{収益の分配に係る配当} \\ \text{所得の金額のうち、} \end{array} \right] \times 5\%$</p> <p>課税総所得金額から私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円を超える場合（に該当する場合を除く。）……次のイとロの合計額</p> <p>イ $\left[\begin{array}{l} \text{利益の配当等に係る配当所得の金} \\ \text{額のうち、課税総所得金額から1千} \\ \text{万円と私募証券投資信託等の収益} \\ \text{の分配に係る配当所得の金額の合} \\ \text{計額を控除した金額に相当する部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right] \times 5\% + \left[\begin{array}{l} \text{利益の配当等に係る配} \\ \text{当所得の金額のうち、} \\ \text{A以外の部分の金額} \end{array} \right] \times 10\%$</p> <p>ロ 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%</p> <p>課税総所得金額から利益の配当等に係る配当所得の金額と私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の合計額を控除した金額が1千万円を超える場合……次のイとロの合計額</p> <p>イ 利益の配当等に係る配当所得の金額×5%</p> <p>ロ 私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%</p>
	住宅借入金(取得)等特別控除額	<p>対 象</p> <p>居住用家屋を取得等し、6か月以内に居住の用に供した場合及び一定の増改築に係る借入金残高等（居住用家屋とともに購入したその家屋の敷地に係る住宅借入金等を含む。）</p> <p>控除額</p> <p>住宅の取得等に係る借入金等の年末残高の合計額（＝A）の金額を基として計算した次の金額</p> <p>イ 居住の用に供した年から6年間については $(A \text{のうち} 5,000 \text{万円以下の部分}) \times 1\%$ (控除額は最高50万円(100円未満の端数切捨て))</p> <p>ロ 7年目以降11年目までは $(A \text{のうち} 5,000 \text{万円以下の部分}) \times 0.75\%$ (控除額は最高37.5万円(100円未満の端数切捨て))</p> <p>ハ 12年目以降15年目までは $(A \text{のうち} 5,000 \text{万円以下の部分}) \times 0.5\%$ (控除額は最高25万円(100円未満の端数切捨て))</p> <p>控除期間</p> <p>15年間（合計所得金額が3,000万円以下の年に限る。）</p> <p>適用除外</p> <p>居住用財産の譲渡所得の課税の特例を受けている場合等</p>
	政党等寄付金特別控除額	<p>個人が行う政治団体等に対する献金のうち、政党・政治資金団体（「政党等」という）に対する献金（特定寄付金と合わせて所得金額の25%を限度）については、寄付金控除に代えて、税額控除を選択することができる。</p> <p>〔控除額の計算〕</p> <p>次のととのいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）</p> <p>$\left\{ \begin{array}{l} \text{政党等に対する寄付金} \\ \text{の支出額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{1万円 - 「特定寄付金の支出額」} \\ \text{(赤字のときは0)} \end{array} \right\} \times 30\%$</p> <p>所得税の額の25%相当額</p>

12	13		14	15
同 左	同左		同 左	同 左
同 左	<p>〔平成13年6月30日 までに居住の用に 供した場合〕</p> <p>同左</p>	<p>〔平成13年7月1日以降に 居住の用に供した場合〕</p> <p>同 左 (Aのうち5,000万円以下の部分) × 1% (控除額は最高50万円(100円未満の端数切 捨て)) 10年間(同 左) 同 左</p>	同 左	同 左
同 左	同 左		同 左	同 左

付 録

(2) 源泉所得税

年分		平	成	11	
区分					
源 泉 徴 収 税 料 金 等	利 子 所 得	分 離 課 税 15% (このほかに地方税5%)			
	配 当 所 得	証券投資信託の収益の分配金に係るもの 分 離 課 税 15% (このほかに地方税5%)			
		株式等に係るもの イ 総 合 課 税 20% ロ 分 離 課 税 35% (源泉分離選択課税の適用を受けるもの)			
	報 酬 ・ 料 金 等	居住者			
		イ	原稿料、放送謝金、講演料等の報酬・料金 10%		
		ロ	弁護士、司法書士、公認会計士等の報酬・料金 10% (ただし、司法書士等は1回の支払金額から1万円控除後)		
		ハ	社会保険診療報酬 10% (ただし、その月分の支払金額から20万円控除後)		
		ニ	職業野球の選手、職業拳闘家、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人等の報酬・料金 ... 10% 〔ただし、職業拳闘家は1回の支払金額から5万円、外交員、集金人等はその月中の支払金額から12万円をそれぞれ控除後〕		
		ホ	芸能人等に係る出演、演出等の報酬・料金 10%		
		ヘ	芸能人の役務提供事業に関する報酬・料金 10%		
ト		ホステス等の報酬・料金 10% (ただし、1回の支払金額から「5千円×支払金額の計算期間の日数」を控除後)			
チ		役務提供の契約金 10%			
リ		事業の広告宣伝のための賞金 10% (ただし、1回の支払金額から50万円を控除後)			
ヌ	馬主に支払う競馬の賞金 10% (ただし、1回に支払われる賞金の金額の20%相当額と60万円との合計額を控除後)				
(注) 上記イ、ロ(司法書士等は除く。)ニ(職業格闘家、外交員又は集金人等は除く。)ホ、ヘ、チについては、1回に支払われる支払金額が100万円を超える部分は20%					
ル	公的年金等(控除後) 10%				
ヲ	生命保険契約等に基づく年金(25万円を超えるもの) 10% (支払年金額からその年金の額に対応する保険料又は掛金の額を控除後)				
内国法人					
イ	芸能人の役務提供事業に関する報酬・料金 10%				
ロ	馬主に支払う競馬の賞金 10% (ただし、1回に支払われる賞金の金額の20%相当額と60万円との合計額を控除後)				

12	13	14	15	
同 左	同 左	同 左	同 左	
同 左	同 左	同 左	(平成 15 年 3 月まで) 同 左	(平成 15 年 4 月以降) 同 左 株式等に係るもの イ 上場株式等 10% ロ 非上場株式等 20%
同 左	同 左	同 左	同 左 内国法人 イ 馬主に支払う競馬の賞金 10% 〔ただし、1 回に支払われる賞金の金額の 20% 相当額と 60 万円との合計額を控除後〕	

付 録

(3) 法人税

事業年度 区 分	平成 2 年 4 月 1 日 以 後 開 始
各事業年度の所得に対する税率	<p>普通法人等</p> <p>イ 資本金 1 億円以下の法人</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 年 800 万円以下の所得金額 28%</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 年 800 万円を超える所得金額 37.5%</p> <p>ロ 資本金 1 億円を超える法人 37.5%</p> <p>公益法人、協同組合等 27%</p> <p>協同組合等 (特定の地区又は地域に係るものに限る。)</p> <p>イ 年 10 億円以下の所得金額 27%</p> <p>ロ 年 10 億円を超える所得金額 30%</p>
清算所得に対する税率	<p>普通法人 33%</p> <p>協同組合等 24.8%</p>
同族会社の特別税率 (留保金額に対する課税)	<p>各事業年度の留保所得金額から、</p> <p>イ その事業年度の所得等の金額の 35%相当額</p> <p>ロ 年 1,500 万円</p> <p>ハ 期末資本金額の 25%から期末利益積立金を控除した金額</p> <p>のうち最も多い金額を控除した金額について</p> <p>年 3,000 万円以下の金額 10%</p> <p>年 3,000 万円を超える金額 15%</p> <p>年 1 億円を超える金額 20%</p>
退職年金等積立金に対する税率	<p>退職年金業務等を行う法人</p> <p>各事業年度の退職年金等積立金の額 1%</p>

平成10年4月1日以後開始	平成11年4月1日以後開始
<p>普通法人等</p> <p>イ 資本金1億円以下の法人</p> <p> イ 年800万円以下の所得金額 25%</p> <p> ロ 年800万円を超える所得金額 34.5%</p> <p>ロ 資本金1億円を超える法人 34.5%</p> <p> 公益法人、協同組合等 25%</p> <p> 協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限る。)</p> <p>イ 年10億円以下の所得金額 25%</p> <p>ロ 年10億円を超える所得金額 同 左</p>	<p>普通法人等</p> <p>イ 資本金1億円以下の法人</p> <p> イ 年800万円以下の所得金額 22%</p> <p> ロ 年800万円を超える所得金額 30%</p> <p>ロ 資本金1億円を超える法人 30%</p> <p> 公益法人、協同組合等 22%</p> <p> 協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限る。)</p> <p>イ 年10億円以下の所得金額 22%</p> <p>ロ 年10億円を超える所得金額 26%</p>
<p>1 普通法人 30.7%</p> <p>2 協同組合等 23.1%</p>	<p>1 普通法人 27.1%</p> <p>2 協同組合等 20.5%</p>
<p>同 左</p>	<p>同 左</p> <p>〔青色申告法人で資本金1億円以下の同族法人の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する事業年度の同族会社の特別税率の規定の適用については、課税留保金額に対する税額の合計額の95%相当額となる。〕</p>
<p>同 左</p>	<p>〔平成11年4月1日から平成17年3月31日までの間に開始する事業年度については、課税停止。〕</p>

付 録

(4) 相 続 税

年分		平成 6 年 分 以 後			平成 15 年 分 以 後		
区分		平成 6 年 分 以 後			平成 15 年 分 以 後		
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数			5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数		
税 率 (速算表)	課 税 価 格	税 率	控 除 額	課 税 価 格	税 率	控 除 額	
	800万円 以下の金額	10 %	千円 -	1,000万円 以下の金額	10 %	千円 -	
	1,600万円 "	15	400	3,000万円 "	15	500	
	3,000万円 "	20	1,200	5,000万円 "	20	2,000	
	5,000万円 "	25	2,700				
	1 億円 "	30	5,200	1 億円 "	30	7,000	
	2 億円 "	40	15,200	3 億円 "	40	17,000	
	4 億円 "	50	35,200	3 億円 を超える金額	50	47,000	
	20億円 "	60	75,200				
20億円 を超える金額	70	275,200					
税 額	(暦年課税分) 贈与税額控除額	加算贈与財産価額(相続の開始前3年以内に被相続人から贈与された財産を相続税の課税価格に加算した額)がある場合、当該価額に対し課税された贈与税額			同 左		
	配偶者の税額軽減額	$\left[\begin{array}{l} \text{(A) 課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額(16,000万円に満たない場合は16,000万円)} \\ \text{(B) 配偶者の実際取得額のうち少ない方の金額} \end{array} \right]$ 相続税の総額 × $\frac{\text{課税価格の合計}}{\text{課税価格の合計}}$			同 左		
控 除 額	未成年者控除額	6万円 × (20歳 - 相続時の年齢)			同 左		
	障害者控除額	一般	6万円 × (70歳 - 相続時の年齢)		同 左		
		特別	12万円 × (70歳 - 相続時の年齢)		同 左		
等	相次相続控除額	相続の開始前10年以内に相続により取得した財産に課せられた場合 前回の相続税額 × 10% × (10 - 前回相続からの経過年数)			同 左		
	外国税額控除額	外国の法令によって課された相続税に相当する税額			同 左		
	相続時精算課税分贈与税額控除	相続時精算課税適用財産がある場合、その贈与財産を受けた財産に対し課された贈与税に相当する税額			同 左		
	2割加算額	相続人のうち、被相続人の配偶者及び一親等の血族以外の者がいる場合、その者の相続税額の2割に相当する加算額(課税価格の70%を限度)			同 左 (課税価格の70%限度額を撤廃)		

(5) 贈 与 税

年分 区分	平成 13 年 分 以 後			平成 15 年 分 以 後		
基礎控除額	110 万円			110 万円		
配偶者控除額	婚姻期間 20 年以上の配偶者から居住用不動産等の贈与を受けた者 …………… 2,000 万円			同 左		
暦年課税分 税率(速算表)	課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額
		%	千円		%	千円
	150 万円以下の金額	10	—	200 万円以下の金額	10	—
	200 万円 〃	15	75	300 万円 〃	15	100
	250 万円 〃	20	175	400 万円 〃	20	250
	350 万円 〃	25	300			
	450 万円 〃	30	475	600 万円 〃	30	650
	600 万円 〃	35	700			
	800 万円 〃	40	1,000	1,000 万円 〃	40	1,250
	1,000 万円 〃	45	1,400			
	1,500 万円 〃	50	1,900	1,000 万円を超える金額	50	2,250
	2,500 万円 〃	55	2,650			
	4,000 万円 〃	60	3,900			
1 億円 〃	65	5,900				
1 億円を超える金額	70	10,900				
相続時精算課税の特別控除				特定受贈者ごとに、1 年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から、2,500 万円(限度額まで複数回にわたり使用可)と特定受贈者ごとの贈与税の課税価額とのいずれか少ない金額		
住宅資金特別控除(相続時精算課税)				父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金等贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときには、相続時精算課税の特別控除のほかに、1,000 万円を控除		
相続時精算課税分率				相続時精算課税の特別控除後	%	—
					20	
外国税額控除額	外国の法令によって課された贈与税に相当する税額			同 左		
特別障害者控除額	信託受益権の価額 6,000 万円			同 左		

(注) このほか、住宅取得資金の贈与については、父母又は祖父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金の贈与を受けた場合、一定の要件の下で、1,500 万円(平成 10 年分以前は 1,000 万円)までの部分について、5 分 5 乗方式により、その贈与を受けた年以降 5 年間に於いて、5 分の 1 相当額の贈与が各年にあったものとして税額を計算する特別措置がある。

(6) 消 費 税

区 分	平成 元 年 4 月 1 日 以 後	平成 9 年 4 月 1 日 以 後
税 率	3% 〔普通乗用自動車に係る特例 平成元年 4 月 1 日～平成 4 年 3 月 31 日……6% 平成 4 年 4 月 1 日～平成 6 年 3 月 31 日……4.5%〕	4% (注) 地方消費税とあわせた税率は 5%

付 録

(7) 酒 税

酒 類		基準アルコール分等	基 準 税 率 (1kℓにつき)				
種 類	品 目		平成6年5月1日以後	平成9年10月1日以後	平成10年5月1日以後	平成10年10月1日以後	平成15年5月1日以後
清 酒		アルコール分が 15度以上16度未満のもの	円 140,500	円 同 左	円 同 左	円 同 左	円 同 左
合 成 清 酒		” 15度 ” 16度 ”	79,300	同 左	同 左	同 左	94,600
しょうちゅう	甲 類	” 25度 ” 26度 ”	155,700	201,900	248,100	同 左	同 左
	乙 類	” 25度 ” 26度 ”	102,100	150,700	同 左	248,100 (注1)	同 左
み り ん		” 13.5度 ” 14.5度 ”	21,600	同 左	同 左	同 左	同 左
ビ ー ル			222,000	同 左	同 左	同 左	同 左
果 実 酒 類	果 実 酒		56,500	同 左	同 左	同 左	70,472
	甘味果実酒	アルコール分が 13度未満のもの	98,600	同 左	同 左	同 左	103,722
ウイスキー類		” 40度以上41度未満のもの	982,300	551,000	409,000	同 左	同 左
スピリッツ類		” 38度未満のもの	367,300	367,188	同 左	同 左	同 左
リキュール類		” 13度 ”	98,600	119,088	同 左	同 左	同 左
雑 酒	発 泡 酒	原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の50%以上のもの (平成8年9月30日以前は67%以上)	222,000	同 左	同 左	同 左	同 左
		原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の50%未満25%以上のもの (平成8年9月30日以前は67%未満25%以上)	152,700	同 左	同 左	同 左	178,125
	その他のもの	83,300 (平成8年10月1日以後 105,000)	105,000	同 左	同 左	134,250	
	粉 末 酒		320,500	同 左	同 左	同 左	同 左
	その他の雑酒	アルコール分が 13度未満のもの	98,600	同 左	同 左	同 左	103,722

(注) 1 しょうちゅう (乙類) については、平成10年10月1日から平成12年9月30日までの間の経過措置として199,400円の税率が適用されていた。

(8) たばこ税及びたばこ特別税

種 類	た ば こ 税		た ば こ 特 別 税
	税 率		税 率
	平成 11 年 5 月 1 日以後	平成 15 年 7 月 1 日以後	平成 10 年 12 月 1 日以後
	従 量 割		従 量 割
	円	円	円
喫煙用の製造たばこ	} 2,716 (1,000 本当たり)	} 3,126 (1,000 本当たり)	} 820 (1,000 本当たり)
第一種 (紙巻たばこ)			
第二種 (パイプたばこ)			
第三種 (葉巻たばこ)			
第四種 (刻みたばこ)			
かみ用の製造たばこ			
かぎ用の製造たばこ			
旧紙巻たばこ 3 級品	1,289 (1,000 本当たり)	1,484 (1,000 本当たり)	389 (1,000 本当たり)

(注) 課税標準は紙巻たばこの本数とされ、パイプたばこ及び葉巻たばこについては 1 g、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこについては 2 g を 1 本に換算することとされている。

(9) 電源開発促進税

区 分	税 率	
	昭和 58 年 10 月 1 日以後	平成 15 年 10 月 1 日以後
販 売 電 気	4 4 5 円 (1,000Kw/時当たり)	3 7 5 円 (1,000Kw/時当たり) [平成 15 年 10 月 1 日以後経過措置] 4 2 5 円 (1,000Kw/時当たり)

付 録

(10) 揮発油税及び地方道路税

区 分	税 率	
	昭和 54 年 6 月 1 日以後 (措 89①)	平成 5 年 12 月 1 日以後 (措 89②)
揮 発 油 税	45,600円/kl	48,600円/kl
地 方 道 路 税	8,200	5,200
合 計	53,800	53,800

(11) 石油ガス税

区 分	税 率	
	昭 和 45 年 1 月 1 日 以 後	
石 油 ガ ス	17円50銭/kg (9,800円/kl)	

(12) 石油石炭税

区 分	税 率		
	昭和 63 年 8 月 1 日以後	平成 15 年 10 月 1 日以降	
原油及び輸入石油製品	2,040円/kl	同 左	
国産天然ガス及び輸入LNG	720円/t	1,080円/t	(平成 15 年 10 月 1 日以後経過措置) 840円/t 800円/t 230円/t
輸 入 L P G	670円/t	1,080円/t	
石 炭		700円/t	

(13) 自動車重量税
イ 一般の自動車

区 分		税 率		
		平成 12 年 5 月 1 日以後 (措 90 の 11)		
		自動車検査証の有効期間		
種 別	車 両 総 重 量	3 年	2 年	1 年
軽自動車		13,200円	8,800円	4,400円
二輪の小型自動車		—	5,000	2,500
上記以外の	0.5トン以下のもの	18,900	12,600	6,300
乗用自動車	0.5トンを超えるもの	0.5トン又はその端数ごとに 18,900	0.5トン又はその端数ごとに 12,600	0.5トン又はその端数ごとに 6,300
上記以外の	1トン以下のもの	—	8,800	4,400
貨物自動車	2.5トン以下のもの	—	1トン又はその端数ごとに 8,800	1トン又はその端数ごとに 4,400
その他の自動車	1トン以下のもの	—	12,600	6,300
	1トンを超えるもの	—	1トン又はその端数ごとに 12,600	1トン又はその端数ごとに 6,300
届出軽自動車	二輪の軽自動車	6,300円		
	その他の軽自動車	13,200		

(注) 「乗用自動車」においては、区分中「車両総重量」とあるのを「車両重量」と読み替える。

ロ 通運事業者が通運事業に供するもの

区 分		税 率	
		平成 12 年 5 月 1 日以後 (措 90 の 11)	
		自動車検査証の有効期間	
種 別	車 両 総 重 量	2 年	1 年
軽自動車		5,600円	2,800円
二輪の小型自動車		※	3,400
上記以外の	1トン以下のもの	5,600	—
	1トンを超えるもの	1トン又はその端数ごとに 5,600	—
乗用自動車	0.5トン以下のもの	—	2,800
	0.5トンを超えるもの	—	0.5トン又はその端数ごとに 2,800
その他の自動車	1トン以下のもの	—	2,800
	1トンを超えるもの	—	1トン又はその端数ごとに 2,800
届出軽自動車	二輪の軽自動車	4,500円	
	その他の軽自動車	8,400	

(注) 「乗用自動車」においては、区分中「車両総重量」とあるのを「車両重量」と読み替える。

※ 平成8年より適用

(14) 航空機燃料税

種 別	税 率	
	昭 和 54 年 4 月 1 日 以 後	
航 空 機 燃 料	26,000円/kℓ	
	・ 本土—沖縄本島間を航行する航空機については	
	平成9年7月1日以後	15,600円/kℓ
	平成11年7月1日以後	13,000円/kℓ
	・ 東京国際空港—沖縄特定離島(宮古島、石垣島及び久米島)間を航行する航空機については	
平成14年4月1日以後	13,000円/kℓ	
・ 一定の離島路線を航行する航空機については		
平成11年4月1日以後	19,500円/kℓ	

付 録

(15) 印 紙 税

番号	課 税 文 書	印 紙 税 額 (1 通又は 1 冊につき)		
		平 成 元 年 4 月 1 日 以 後		
1	(1) 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 (2) 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (3) 消費貸借に関する契約書 (4) 運送に関する契約書（用船契約書を含む。）	① 記載された契約金額が 1万円未満 非課税 10万円以下 200円 10万円超 50万円以下 400円 50 " 100 " 1,000円 100 " 500 " 2,000円 500 " 1,000 " 1万円 1,000 " 5,000 " 2万円 5,000 " 1億円以下 6万円 1億円超 5 " 10万円 5 " 10 " 20万円 10 " 50 " 40万円 50 " 60万円		
	上記(1)のうち、不動産の譲渡に関する契約書で、記載された契約金額が1千万円を超え、かつ、平成9年4月1日から平成17年3月31日までの間に作成されるもの	② 契約金額の記載のないもの 200円 記載された契約金額が 1,000万円超 5,000万円以下 1万5千円 5,000 " 1億円以下 4万5千円 1億円超 5 " 8万円 5 " 10 " 18万円 10 " 50 " 36万円 50 " 54万円		
2	請負に関する契約書	① 記載された契約金額が 1万円未満 非課税 100万円以下 200円 100万円超 200万円以下 400円 200 " 300 " 1,000円 300 " 500 " 2,000円 500 " 1,000 " 1万円 1,000 " 5,000 " 2万円 5,000 " 1億円以下 6万円 1億円超 5 " 10万円 5 " 10 " 20万円 10 " 50 " 40万円 50 " 60万円		
	上記のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成される契約書で、記載された契約金額が1千万円を超え、かつ、平成9年4月1日から平成17年3月31日までの間に作成されるもの	② 契約金額の記載のないもの 200円 記載された契約金額が 1,000万円超 5,000万円以下 1万5千円 5,000 " 1億円以下 4万5千円 1億円超 5 " 8万円 5 " 10 " 18万円 10 " 50 " 36万円 50 " 54万円		
3	(1) 一般の手形	① 記載された手形金額が 10万円未満 非課税 100万円以下 200円 100万円超 200万円以下 400円 200 " 300 " 600円 300 " 500 " 1,000円 500 " 1,000 " 2,000円 1,000 " 2,000 " 4,000円 2,000 " 3,000 " 6,000円 3,000 " 5,000 " 1万円 5,000 " 1億円以下 2万円 1億円超 2 " 4万円 2 " 3 " 6万円 3 " 5 " 10万円 5 " 10 " 15万円 10 " 20万円		
	約束手形又は為替手形	② 手形金額の記載のないもの 非課税 ① 記載された手形金額が 10万円未満 非課税 10万円以上 200円 ② 手形金額の記載のないもの 非課税		
	(2) 一覧払の手形等	① 記載された手形金額が 10万円未満 非課税 10万円以上 200円 ② 手形金額の記載のないもの 非課税		

番号	課 税 文 書	印 紙 税 額 (1 通又は 1 冊につき)	
		平 成 元 年 4 月 1 日 以 後	
4	株券、出資証券若しくは社債券又は証券投資 信託若しくは貸付信託の受益証券	記載された券面金額が 500万円以下 200円 500万円超 1,000万円以下 1,000円 1,000 " 5,000 " 2,000円 5,000 " 1億円以下 1万円 1億円超 2万円	
5 6	合併契約書又は分割契約書若しくは分割計画書 定 款	4万円	
7	継続的取引の基本となる契約書	4,000円	
8 9 10 11 12 13 14	預貯金証書 貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券 保険証券 信用状 信託行為に関する契約書 債務の保証に関する契約書 金銭又は有価証券の寄託に関する契約書	200円	
15	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書	① 記載された契約金額が 1万円未満 非課税 1万円以上 200円 ② 契約金額の記載のないもの 200円	
16	配当金額収証又は配当金振込通知書	① 記載された配当金額が 3,000円未満 非課税 3,000円以上 200円 ② 配当金額の記載のないもの 200円	
17	(1) 売上代金に係るもの 金 銭 又 は 有 価 証 券 の 受 取 書 (2) その他のもの	① 記載された受取金額が 3万円未満 非課税 100万円以下 200円 100万円超 200万円以下 400円 200 " 300 " 600円 300 " 500 " 1,000円 500 " 1,000 " 2,000円 1,000 " 2,000 " 4,000円 2,000 " 3,000 " 6,000円 3,000 " 5,000 " 1万円 5,000 " 1億円以下 2万円 1億円超 2 " 4万円 2 " 3 " 6万円 3 " 5 " 10万円 5 " 10 " 15万円 10 " 20万円 ② 受取金額の記載のないもの 200円 ③ 営業に関しないもの 非課税 ① 記載された受取金額が 3万円未満 非課税 3万円以上 200円 ② 受取金額の記載のないもの 200円 ③ 営業に関しないもの 非課税	
18	預貯金通帳、保険料通帳等	(1年以内の付け込みに対して) 200円	
19	番号1、2、14、17の課税文書により証されるべき事項を付け込んで証明する目的をもって作成する通帳	(") 400円	
20	判 取 帳	(") 4,000円	